

愛知文教大学利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知文教大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤を除く。）が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う上での利益相反を適正に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反管理」とは、本学の教職員が、産学官連携活動を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が教職員としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(利益相反管理の対象者)

第3条 利益相反管理の対象者は、本学の教職員のうち産学官連携活動を行っている者及び活動を予定している者を対象とする。（以下「対象者」という。）

(利益相反管理の対象事象)

第4条 利益相反管理は、対象者が、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- (1) 学外の企業等から、給与、報酬、コンサルタント料、謝金等の経済的な利益を一定額以上受ける場合
- (2) 学外の企業等から、奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等の研究費、研修費、人員、物品、サービス、施設、設備等の提供を一定額以上受ける場合
- (3) 産学官連携活動の対象となる学外の企業等の公開株、非公開株及び新株予約権を所有している場合
- (4) 対象者所有の知的財産権を、本学以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾して経済的利益を受ける場合
- (5) その他産学官連携活動に関して、学外の企業等から何らかの便宜を提供される場合若しくは提供が想定される場合

(委員会の設置)

第5条 本学に、利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の実施事項)

第6条 委員会は、教職員に係る利益相反を適正に管理するため、次の事項を行う。

- (1) 利益相反管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- (3) 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
- (4) 利益相反管理のための調査に関する事項
- (5) 利益相反管理に係る教育研修の実施に関する事項
- (6) 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項

(7) その他本学の利益相反管理に関する重要事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 大学事務局長
- (3) 本学の教員若干名
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 第1項第3号の委員は、学長が選出し任命する。

3 委員に欠員が生じた場合、ただちに補充を行わなければならない。

(委員長)

第8条 委員会の委員長は、学長が指名する。ただし学長自身が委員長となることを妨げない。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、予め学長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会開催)

第10条 委員会は、原則として、年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会により必要と認められた場合、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

4 委員自身が直接対象となる事案について、当該委員は出席することができない。

(申告)

第12条 対象者は、第4条に定める対象となる事象の発生前に、利益相反の状況について委員会に申告しなければならない。

(審査、回避要請等)

第13条 委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行った対象者に対し、承認又は回避要請の別により通知する。

2 委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った対象者に対し、調査を行うことがある。

- 3 前項に定めるもののほか、委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った対象者について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該対象者に対し、調査を行うことがある。
- 4 対象者は、第1項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。
- 5 委員会は、第2項又は第3項の調査に係る審議を行う際は、弁護士等の学外有識者を加えることができる。

(不服申立て)

- 第14条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた対象者は、その内容について不服がある場合には、前条第4項の規定にかかわらず、委員会に対し、不服申立てを行うことができる。
- 2 委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その結果を当該対象者に対し通知する。
 - 3 当該対象者は、前項の規定により委員会より通知があった場合には、これに従わなければならない。

(外部からの指摘への対応)

- 第15条 第12条の規定により申告を行った対象者に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、委員会は対応を協議し、必要な対応を行う。

(秘密の保持)

- 第16条 委員会で知り得た個人情報については、機密を厳守しなければならない。委員の業務に従事しなくなった後も同様とする。

(保存)

- 第17条 審査記録の保存は、研究終了後5年とする。

(所管)

- 第18条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

(雑則)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関して必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

- 第20条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2018年8月1日から施行する。